

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会
第5回宿泊・衛生専門委員会 次第

1. 審議事項

- (1) 第79回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）
- (2) 第79回国民スポーツ大会 医療救護要項（案）
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（案）

2. 説明・報告事項

- (1) 第79回国民スポーツ大会 第1次仮配宿実施結果について
- (2) 宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会

第5回宿泊・衛生専門委員会

会議資料



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目次

1 【審議事項】

(1) 第79回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）-----	4
(2) 第79回国民スポーツ大会 医療救護要項（案）-----	9
(3) 第24回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（案）-----	12

2 【説明・報告事項】

(1) 第79回国民スポーツ大会 第1次仮配宿実施結果について -----	16
(2) 宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について -----	18

3 【参考資料】

(1) 宿泊・衛生業務スケジュール -----	23
(2) 宿泊基本方針 -----	24
(3) 宿泊基本計画 -----	26
(4) 医事・衛生基本方針 -----	29
(5) 医事・衛生基本計画 -----	30

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会

宿泊・衛生専門委員会 委員名簿

(順不同:敬称略)

	機関	役職	名前	備考
1	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 炳夫	委員長
2	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	人見 能暢	
3	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	副会長	北川 宏	
4	公益社団法人 びわこビジターズビューロー(国内誘客部)	副部長	奥野 仁基	
5	一般社団法人 滋賀県医師会	参与	小西 真	副委員長
6	一般社団法人 滋賀県薬剤師会	専務理事	岡本 茂胤	
7	公益社団法人 滋賀県看護協会	常務理事	松波 典代	
8	公益社団法人 滋賀県獣医師会	事務局長	佐谷 泰親	今回から就任
9	一般社団法人 滋賀県食品衛生協会	専務理事	臼居 仁司	今回から就任
10	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝	
11	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳	
12	滋賀県保健所長会	副会長	嶋村 清志	
13	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当次長	山本 将	今回から就任
14	一般社団法人 滋賀県障害者スポーツ協会	副主幹	吉成 永部	
15	滋賀県市長会	事務局長	井上 善治	
16	滋賀県町村会	事務局長	猪飼 隆幸	
17	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	小竹 茂夫	
18	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	課長	萩原 智行	今回から就任
19	滋賀県健康医療福祉部薬務課	課長	鷲田 淳	
20	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	高山 朋子	今回から就任
21	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長	村田 昌弥	
22	滋賀県農政水産部畜産課	課長	青木 義和	今回から就任

審議事項

第79回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿舎の充足対策およびその実施に関する基本的事項を定める。

2 充足対策

会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）および関係機関・団体等と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿舎の充足対策を実施する。

（1）旅館の客室提供の促進

会場地委員会は、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、県委員会および会場地委員会は、学校および民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

（2）公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を宿舎として利用する場合は、以下により公共施設等の転用を行う。

ア 転用施設の選定基準

会場地委員会は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- (ア) 水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- (イ) 入浴施設を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設を利用できること。
- (ウ) 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等を利用できること。
- (エ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- (オ) 火災予防上良好な環境が整備されていること。
- (カ) 原則として、増改築または修繕を要しないこと。
- (キ) その他、宿泊に著しい支障がないこと。

イ 転用施設における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

- (ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- (イ) 都道府県別チーム単位で1軒、もしくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

ウ 転用施設利用の留意点

転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策および安

全対策に努める。

(3) 国スポ民泊の実施

会場地委員会は、民家を宿舎として利用する場合は、原則として以下により国スポ民泊を実施する。

ア 国スポ民泊協力地区の設定

会場地委員会は、複数の民家家庭が一体となって民泊業務を実施する区域として、自治会・町内会などを単位とする国スポ民泊協力地区を設定する。

イ 国スポ民泊協力組織の設置

(ア) 国スポ民泊協力地区に、国スポ民泊家庭への支援をはじめ、食事の提供、地区的環境美化、選手・監督の歓迎・応援等民泊業務を円滑に進めるため国スポ民泊協力組織を設置する。

(イ) 国スポ民泊協力組織と会場地委員会の連携および国スポ民泊協力組織相互の情報交換等を行うため、必要に応じ国スポ民泊推進連絡組織を設置する。

(ウ) 会場地委員会は、国スポ民泊協力組織および国スポ民泊推進連絡組織の設置が円滑に行われるよう指導、助言を行う。

ウ 国スポ民泊依頼の方法

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、一般家庭に対して国スポ民泊の趣旨を十分説明し、宿舎としての提供を依頼する。

エ 国スポ民泊家庭の選定基準

国スポ民泊家庭の選定は、転用施設の選定基準に準じて行う。

オ 国スポ民泊における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

(ア) 配宿の対象は、選手・監督とする。

(イ) 国スポ民泊は、競技での公平性を保つため、競技毎または種別毎とする。

(ウ) 配宿の単位は、原則として、1国スポ民泊協力地区に1都道府県チームとする。なお、ミーティングの場の提供についても配慮する。

カ 受入れ体制の推進

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足寝具の確保および医事衛生等、国スポ民泊家庭の宿泊に係る業務が円滑に行われるよう努める。

(4) 広域配宿の実施

会場地委員会は、会場地市町内の旅館等のみでは参加者の宿舎が不足し、近隣市町の旅館等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により広域配宿を行う。

ア 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受入れ会場地委員会および県委員会と協議するものとし、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員

会と受入れ会場地委員会間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地委員会において、県内の広域配宿を実施しても参加者の収容が困難な場合は、県外の広域配宿も考慮し、県委員会と協議するものとする。

イ 業務分担および経費負担

広域配宿の実施に伴う参加者の輸送業務等は、広域配宿を希望する会場地委員会が行い、これに要する経費を負担する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

第79回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項（素案）

にかかる意見照会の結果について

宿泊施設充足対策要項（素案）について、各市町に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

市町名	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1 草津市	2 充足対策 (1) 4行目	(意見) 県内の学校一律に配慮をお願いするのであれば、各市で行うよりも滋賀県教育委員会から一括して依頼する方が効率的・効果的と考える。 (理由) 市内の学校が市内で宿泊を伴うイベントというものは考えにくく、県内での宿泊への配慮ということを目的とした規定であるならば、各市で収まる問題でなく、県全体の視点が必要と考える。	県と市町で連携し、学校等に対して両大会開催時の宿舎の確保への協力を依頼することを予定しているため、「学校および民間団体等に対し」の前に「県委員会および会場地委員会は」を追加します。
2 長浜市	2 充足対策 (4) 広域配宿の実施 ア 関係機関との協議	(意見) 競技会期に関係なく、会場地の配宿を優先すること。 広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、事前に受け入れ会場地委員会と十分な協議が必要。 (理由) 会場地の配宿先に影響が出ないようにするために。	広域配宿を希望する会場地市町は、受け入れ会場地委員会および県委員会と配宿の可否について協議し、調整することとしているため、修正しません。

3	長浜市	<p>2 充足対策</p> <p>(4) 広域配宿の実施</p> <p>ア 関係機関との協議</p> <p>4行目「また、」以降</p>	<p>(意見)</p> <p>会場地委員会において、県外の広域配宿を希望する場合は、県委員会と協議するものとする。</p> <p>(理由)</p> <p>県内のみでは収容が困難な場合のみ県外の広域配宿を可能とする表現であるため。</p> <p>(参加者の宿泊環境や交通の利便性等を考慮する必要があるため)</p>	<p>大会の目的や開催基本方針から県内の広域配宿が基本となるため、修正しません。</p>
---	-----	---	--	--

第79回国民スポーツ大会 医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、第79回国民スポーツ大会における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務および分担

県委員会および会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

（1）県委員会

- ア 総合開・閉会式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

（2）会場地委員会

- ア 競技会場および練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護の支援

4 救護本部および救護所の設置

県委員会および会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部および救護所を設置する。

5 救護班の配置

- （1）救護所には、救護班を配置する。
- （2）救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナーおよび事務職員等から、必要に応じた編成とする。
- （3）救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

6 医薬品および救急自動車等の配備

- （1）救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- （2）ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- （3）救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 経費の分担

県委員会および会場地委員会は、それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

8 医療費

救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が、それぞれ別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項（素案） にかかる意見照会の結果について

第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1 米原市	3 (2) ウ 宿泊施設における医療救護	ホテル等の宿泊施設における医療救護は、宿泊施設の業務内であると考える。→（削除）	野洲市の修正案に準じて、修正する。 また、同様に「第 24 回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項」の 3 (1) エの部分についても同様に修正する。 (理由) 会場地委員会は、国スポの選手・監督等の配宿責任を担っており、宿泊施設に対して、最寄りの医療機関の紹介等の情報提供を行う等、宿泊施設の管理主体に対して支援を行う役割があるため修正する。
2 野洲市		宿泊施設における医療救護は宿泊施設提供者が管理主体と考えるため。会場地委員会として具体的な役割がある場合は修正案のとおりア、イと同列にならないような表現が適切と考える。「ウ 宿泊施設における医療救護」の削除、もしくは表現の修正。 修正案 「ウ 宿泊施設における医療救護支援」	
3 彦根市	8 医療費 救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。	要項素案本文における「医療費」とは、救護所において応急の救護を受け、その後救急車で搬送された病院等で発生する医療費を指すものと想定されますが、本要項において定める内容は、総合開・閉会式会場、競技会場、練習会場、大会関連イベント会場および宿泊施設における医療救護に限定されるべきと考えます。 また、修正意見の記載内容は、要項素案 7 経費の分担の内容とも符合するものと思われます。 8 医療救護受診者の経費負担 救護所および救急自動車等において要した経費に限っては、受診者の負担を求めない。	修正しない。 (理由) 本要項において定める医療救護業務の内容は、医療機関に搬送する必要のある傷病者が発生した場合、搬送先の医療機関に診療依頼を実施するまでの一連の業務である。 搬送先の医療機関で発生する医療費については、受診者が負担することを明確にするため修正しない。

第24回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、第24回全国障害者スポーツ大会における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務および分担

県委員会および会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

（1）県委員会

- ア 開・閉会式会場における医療救護
- イ 競技会場および練習会場における医療救護
- ウ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- エ 宿泊施設における医療救護の支援

（2）会場地委員会

競技会場および練習会場における医療救護（連携、協力）

4 救護本部および救護所の設置

県委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部および救護所を設置する。

5 救護班の配置

- （1）救護所には、救護班を配置する。
- （2）救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナーおよび事務職員等から、必要に応じた編成とする。
- （3）救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

6 医薬品および救急自動車等の配備

- （1）救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- （2）ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- （3）救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第24回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（素案） にかかる意見照会の結果について

第24回全国障害者スポーツ大会 医療救護要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1 彦根市	7 医療費 救護所および救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。	要項素案本文における「医療費」とは、救護所において応急の救護を受け、その後救急車で搬送された病院等で発生する医療費を指すものと想定されますが、本要項において定める内容は、開・閉会式会場、競技会場、練習会場、大会関連イベント会場および宿泊施設における医療救護に限定されるべきと考えます。 7 医療救護受診者の経費負担 救護所および救急自動車等において要した経費に限っては、受診者の負担を求めない。	修正しない。 (理由) 本要項において定める医療救護業務の内容は、医療機関に搬送する必要のある傷病者が発生した場合、搬送先の医療機関に診療依頼を実施するまでの一連の業務である。 搬送先の医療機関で発生する医療費については、受診者が負担することを明確にするため修正しない。

說明・報告事項

第79回国民スポーツ大会 第1次仮配宿実施結果について

1 目的

第79回国民スポーツ大会の開催に伴う選手・監督および役員等の配宿業務を円滑に遂行するため、会場地市町ごとに仮配宿計画を作成し、宿泊施設の過不足を把握する。

2 方法

(1) 県は、実施競技別に宿泊予想人数および想定会期を設定する。

(2) 市町は、(1)を基に市町内の宿泊施設に宿泊予想人数を割り振る(※)。

※実際の配宿では参加区分や部屋タイプ等を考慮して部屋を割り振る必要があるが、第1次仮配宿ではこれらを考慮せず、宿泊予想人数を宿泊施設の客室提供可能数に当てはめる。なお、宿泊施設の客室提供可能数は、総客室の概ね1/2の客室とする。

(3) 市町は、宿泊予想人数に対して宿舎の不足が見込まれる場合に、以下の充足対策を検討する。

ア 営業宿泊施設の客室提供の促進…旅館等に客室提供の協力を依頼すること。

イ 公共施設等の転用…宿泊可能な公共施設等を宿舎として利用すること。

ウ 国スポ民泊の実施…民家を宿舎として利用すること。

エ 広域配宿の実施…会場地市町内の旅館等のみでは参加者の宿舎が不足する場合、近隣市町村の旅館等を利用すること。

3 結果の概要

【会期前】

		5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
市町数	配宿が必要な 充足数	0	2	2	2	3	3	3	3	3	4	3	3	2	3	3
	不足数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0	
宿泊予想人数		0	55	324	357	797	1272	1133	1069	999	741	1997	2602	3027	2201	437
仮配宿人数		0	55	324	357	797	1272	1133	1069	999	741	1603	1820	2172	1407	437
宿舎不足人数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	394	782	855	794	0

- ・6日目～9日目の4日間で宿舎不足が発生する。
- ・宿舎不足人数のピークは8日目であり、2市の合計で855人分の宿舎が不足する。
- ・不足している市町は、宿舎不足分について充足対策を行い、可能な限り会場地市町内で配宿するとしている。

【会期内】

		5 日 前	4 日 前	3 日 前	2 日 前	1 日 前	開 会 式	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	10 日 目	閉 会 式
市 町 数	配宿が 必要な 充 足 数	0	7	10	17	10	9	12	13	12	10	8	9	11	13	15	18
	不 足 数	0	0	0	1	8	9	6	5	7	9	11	10	8	6	4	0
宿泊予想人数	0	36	583	2804	8396	11822	10617	9665	9226	11465	13190	12966	10679	7887	2731	343	
仮配宿人数	0	36	583	2615	6745	8266	7728	7003	6810	8199	8949	9239	7871	5939	2324	343	
宿舎不足人数	0	0	0	189	1651	3556	2889	2662	2416	3266	4241	3727	2808	1948	407	0	

- ・ 2日前～10日目の12日間で宿舎不足が発生する。
- ・ 宿舎不足人数のピークは6日目であり、11市町の合計で4,241人分の宿舎が不足する。
- ・ 仮配宿人数には、参加者の宿泊に適さないと思われるキャンプ場等の施設への配宿も含まれているため、宿泊環境等を考慮した配宿を考えると宿舎不足人数はさらに多くなる。
- ・ 充足対策として、客室提供率アップおよび広域配宿の実施を検討している市町が多かった。一方、公共施設等の転用を検討している市町は少なく、国スポ民泊の実施を検討している市町はなかった。
- ・ 不足している市町の多くは、県内の広域配宿の実施を検討しているが、近隣市町においても不足しており、希望する市町よりも離れた市町への配宿が考えられる。宿舎と競技会場間の輸送を考慮し、県外の広域配宿を検討したいとしている市町もあった。

4 今後の方針

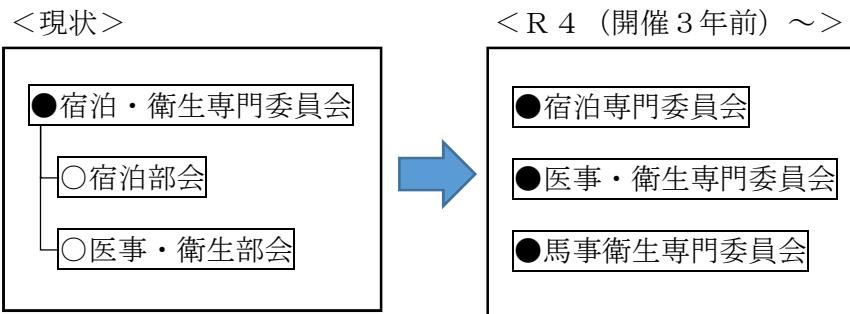
- ・ 県は「宿泊施設充足対策要項」を定め、市町の行う充足対策を支援する。
- ・ 市町は、可能な限り会場地市町内で配宿するため、営業宿泊施設の客室提供の促進を図るとともに、転用施設の調査や国スポ民泊の実施を検討し、宿舎不足の解消に努める。

宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、今後、両大会の運営方法は一部変わっていくことが想定される。このことから、宿泊、医事および衛生分野の諸対策について、先催県から情報収集を行い、With コロナ／After コロナの運営方法を検討していく必要がある。そこで、より専門的に検討していくため、宿泊・衛生専門委員会および部会を 3 つの専門委員会に再編成する。

2. 再編成案



3. 専門委員会設置規程 改正案

宿泊・衛生専門委員会および部会を再編成するため、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程」を別紙のとおり改正する。

4. スケジュール（予定）

R4.3月：常任委員会の開催（専門委員会設置規程の改正（案）の審議）

R5.2月：宿泊専門委員会、医事・衛生専門委員会、馬事衛生専門委員会の開催

R 3 年度（開催 4 年前）		R 4 年度（開催 3 年前）		
1 月	3 月	2 月		
・宿泊 ・衛生専門委員会 （専門委員会設置規程の改正（案）の審議）	・常任委員会	・宿泊専門委員会	・医事・衛生専門委員会	・馬事衛生専門委員会

5. 委員構成（予定）

①宿泊専門委員会

区分	機関・団体名
宿泊・観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
	日本旅行業協会滋賀県地区委員会
	滋賀県旅行業協会
	びわこビジターズビューロー
食事	滋賀県栄養士会
	滋賀県調理師会
スポーツ	滋賀県スポーツ協会
	滋賀県障害者スポーツ協会
市町	滋賀県市長会
	滋賀県町村会
県	循環社会推進課
	障害福祉課
	生活衛生課
	観光振興局

②医事・衛生専門委員会

区分	機関・団体名
医療救護	滋賀県医師会
	滋賀県歯科医師会
	滋賀県薬剤師会
	滋賀県看護協会
	滋賀県病院協会
	日本赤十字社 滋賀県支部
食品・衛生	滋賀県食品衛生協会
	滋賀県保健所長会
県	医療政策課
	感染症対策課
	薬務課
	生活衛生課

③馬事衛生専門委員会

滋賀県獣医師会および滋賀県畜産課以外の委員は検討中

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 新旧対照表

改正前		改正後													
<p>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>付託事項</th> <th>委任事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国障害者 スポーツ大会 専門委員会</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	付託事項	委任事項	全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	省略		<p>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>付託事項</th> <th>委任事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国障害者 スポーツ大会 専門委員会</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	付託事項	委任事項	全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	省略	
種類	付託事項	委任事項													
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	省略														
種類	付託事項	委任事項													
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	省略														
<p>本則および附則 省略 別表(第2条関係) 省略</p>		<p>本則および附則 省略 別表(第2条関係) 省略</p>													

(新設)	
宿泊専門委員会	1 宿泊の基本的事項に 関すること。 2 その他宿泊に係る重 要な事項に關すること。 3 その他宿泊に關するこ と。
医事・衛生専門委員会	1 医事・衛生の基本的 事項に關すること。 2 その他医事・衛生に 係る重要な事項に關す ること。
馬事衛生専門委員会	1 馬事衛生に關すること。
輸送・交通専門委員会 省略	省略

參考資料

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊・衛生業務スケジュール(案)

項目	2018年(H30) 7年前	2019年(R元) 6年前	2020年(R2) 5年前	2021年(R3) 4年前	2022年(R4) 3年前	2023年(R5) 2年前	2024年(R6) 1年前	2025年(R7) 開催年
	組織	宿泊・衛生専門委員会設置 第1回専門委員会 第2回専門委員会	宿泊・衛生部会設置 医事・衛生専門委員会 第3回専門委員会	宿泊部会設置 医事・衛生専門委員会 第4回専門委員会	宿泊・衛生専門委員会設置 医事・衛生専門委員会 第5回専門委員会	宿泊料協定 宿泊料協定 宿泊料協定	宿泊料協定 宿泊料協定 宿泊料協定	宿泊料協定 宿泊料協定 宿泊料協定
日スボ協議事項								
宿泊・配宿計画	宿泊基本方針 宿泊基礎調査	宿泊基本計画 宿泊調査	宿泊施設充足対策要項 宿泊施設充足対策要項 宿泊施設充足対策要項 宿泊施設充足対策要項	宿泊施設充足対策要項 宿泊施設充足対策要項 宿泊施設充足対策要項 宿泊施設充足対策要項	宿泊実施方針 宿泊実施方針 宿泊実施方針 宿泊実施方針	宿泊要項 (宿泊要項 宿泊要項 宿泊要項 宿泊要項)	宿泊業務実施要領 宿泊業務実施要領 宿泊業務実施要領 宿泊業務実施要領	宿泊業務実施要領 宿泊業務実施要領 宿泊業務実施要領 宿泊業務実施要領
医事・衛生	医事・衛生基本方針 医事・衛生基本計画	医事・衛生基本計画	防疫対策要項 防疫対策要項 防疫対策要項 防疫対策要項	感染症対策要項 感染症対策要項 感染症対策要項 感染症対策要項	救護本部・救護本部・救護本部・救護本部 医療救護薬品・資材 医療救護薬品・資材 医療救護薬品・資材	救護所設置計画 医療施設設備計画 医療施設設備計画 市町医療救護業務指針	救護本部・救護本部・救護本部・救護本部 医療救習会 医療救習会 医療救習会	救護本部・救護本部・救護本部・救護本部 医療救習会 医療救習会 医療救習会
標準献立 馬事衛生			環境衛生対策要項 環境衛生対策要項 環境衛生対策要項 環境衛生対策要項	食品衛生対策要項 食品衛生対策要項 食品衛生対策要項 食品衛生対策要項	衛生対策要領 衛生対策要領 衛生対策要領 衛生対策要領	衛生講習会 衛生講習会 衛生講習会 衛生講習会	衛生講習会 衛生講習会 衛生講習会 衛生講習会	衛生講習会 衛生講習会 衛生講習会 衛生講習会
馬事衛生					標準献立成方針 標準献立成方針 標準献立成方針 標準献立成方針	立作成 立作成 立作成 立作成	講習会の実施 講習会の実施 講習会の実施 講習会の実施	講習会の実施 講習会の実施 講習会の実施 講習会の実施
					弁当料金決定 弁当料金決定 弁当料金決定 弁当料金決定	弁当調達要項 弁当調達要項 弁当調達要項 弁当調達要項	弁当提定期定 弁当提定期定 弁当提定期定 弁当提定期定	弁当提定期定 弁当提定期定 弁当提定期定 弁当提定期定
					馬事衛生対策要項 馬事衛生対策要項 馬事衛生対策要項 馬事衛生対策要項	馬事衛生関係計画 馬事衛生関係計画 馬事衛生関係計画 馬事衛生関係計画	馬事衛生対策本部 馬事衛生対策本部 馬事衛生対策本部 馬事衛生対策本部	馬事衛生対策本部 馬事衛生対策本部 馬事衛生対策本部 馬事衛生対策本部

平成 30 年(2018 年)5 月 21 日
第 6 回 常任 委員会 決定
令和元年(2019 年)5 月 17 日
〔 第 7 回 総会 一部 改正〕

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。
障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のこととに配慮して行う。
 - ①都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ②障スポの選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会決定
〔令和元年(2019年)5月17日〕
〔第7回総会一部改正〕

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

（1）宿舎に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、観察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

（2）宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

（3）仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画（会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

【障スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

（4）宿舎の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）および民家の利用（以下「民泊」という。）ならびに近隣市町の旅館の利用（以下「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スボ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スボ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

【障スボ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スボ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スボ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スボ】

参加者の宿泊料金は、国スボの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備（実行）委員会が、決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スボ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スボ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

平成 30 年(2018 年)5 月 21 日
第 6 回 常任 委員会 決定
〔 令和元年(2019 年)5 月 17 日 〕
〔 第 7 回 総会一部改正 〕

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、参加者等が、清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の方針により行うものとする。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置および医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整えるとともに、障害の種別・特性に応じた医療救護に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

2 防 疫

参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を整えるとともに、防疫に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎および食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

国スポの馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会決定
〔令和元年(2019年)5月17日〕
〔第7回総会一部改正〕

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所および救護本部の設置

選手・監督、役員、観察員、報道員等その他関係者ならびに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかに対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 医療救護体制の周知徹底

傷病発生に伴う患者への対応や障害の種別・特性に応じた配慮については、パンフレットの作成、配付等により、各都道府県、宿舎および医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及および意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、より一層、防疫に関する知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

参加者等の消化器系感染症の発生予防のため、宿舎および弁当調製施設等の食品取扱施設（以下「宿舎等」という。）の業務従事者の健康診断実施の励行を指導する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舎等に対し、より一層、食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の取組を推進する。

(2) 監視指導の実施

宿舎等を対象に、監視・指導を行うとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

4 環境衛生対策

(1) 会場および生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 宿舎の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舎に対して必要な指導等を行い、宿舎の衛生対策に努める。

(3) 廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処分を行う。

(4) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(5) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(6) 動物の適正管理

競技会場および宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

5 馬事衛生対策

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬に対し、関係機関、団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整え、入退厩時の調整および敷料の確保等に努め、馬事衛生対策の万全を期する。

6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。